

下松市物品調達等指名競争入札参加心得

令和6年12月18日

下松市企画財政部技術監理課

(目的)

第1条 下松市が発注する物品調達等に係る指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）下松市契約規則（平成27年下松市規則第7号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、入札通知書及び仕様書等を熟覧の上、入札に参加しなければならない。

- 2 入札参加者は、仕様書及び添付書類等について疑義があるときは、下松市指名競争入札仕様書に定める方法で指定期日までに、指定した提出先に持参又はファクシミリにより、質問することができる。ファクシミリによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。
- 3 入札執行時間に入札会場内に入場していない者は、不参加とする。ただし、天災等不測の事態による場合は、入札の執行をも含め入札執行者の判断によるものとする。
- 4 入札参加者は、入札書を作成し入札金額が見えないように折りたたみ、入札執行者の指示に従って提出すること。
- 5 入札参加者が、代理人に入札させるときは、入札開始前までに委任状を提出すること。
- 6 入札参加者は、入札書の提出後に入札書の書換え又は撤回をすることはできない。
- 7 入札書に記入する入札価格は税抜きとする。
- 8 入札の実施回数は、入札通知書に定めるとおりとする。
- 9 入札書及び委任状に記入する日付は入札当日の日付とする。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退の方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 入札執行前に辞退する場合は、直接持参、郵送又はファクシミリにより、入札日時までに入札辞退届を技術監理課に提出すること。ただし、ファクシミリによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。
 - (2) 入札執行宣言後における入札の辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札箱に提出して行う。
- 2 口頭による入札の辞退は、これを認めない。
 - 3 入札参加者は、提出した入札辞退届を撤回することはできない。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、外部の者と入札金額又は入札意思

についていかなる相談も行ってはならない。携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為も、同様とする。

4 入札参加者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてはならない。

5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。取りやめた後、契約方式や設計等の変更を行い、別の工事等として発注を行うことがある。この場合において、入札参加者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。

2 入札辞退等により、初度の入札又は再度の入札に参加しようとする者が1人となった場合は入札の執行を取りやめる。

3 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効とする入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者がした入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 入札書等に入札参加者の氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のいずれかがない入札

(6) 入札書等の件名等が入札通知書と一致しない又は記載されていない入札

(7) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに談合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をしたものの入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札保証金)

第7条 入札保証金の納付は免除する。ただし、入札保証金の免除を受けた者が落札者となった場合において契約を締結しないときは、当該入札保証金に係る相当額を違約金として徴収するものとする。

(開札)

第8条 開札は、入札通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の前で行うものとする。

3 開札は、公開とする。

4 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、無効な入札をした者を除き、予定価格の制限の範囲内での価格

で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これにかわって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口答にてその旨を通知する。

(再度入札)

第10条 入札回数が3回とされている場合において、開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 予定価格を超える1回目の最低入札金額を公表することとし、2回目の入札で1回目の公表額以上で入札した者は3回目の入札参加資格を失うものとする。
- 3 無効入札とされた者又は不参加者は、その後の再度入札には参加できない。

(契約締結の中止)

第11条 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。

- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月30日条例第15号）第3条に該当する契約については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約としての効力を生ずる。なお、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(異議の申立て)

第12条 入札を行った者は、入札後この心得、仕様書、契約書等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申立てることはできないものとする。

(入札書)

第13条 入札書は下松市指定のもの又は下松市指定の様式で作成したものを使用するものとする。なお、入札封筒は使用しない。

附 則

この心得は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年11月1日から施行し、施行日以降の入札について適用する。

附 則

この心得は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年1月1日から施行する。